

令和 6 年度補正 産地連携推進緊急対策事業 事務局
【よくある質問と回答集】

○産地との連携及び産地について

質問区分	No	質問	回答
複数の産地	1	製品に対し、国産原料産地は複数の場合は対象になりますか。	対象になります。
産地との距離	2	遠方の産地を支援する場合、距離の制限はありますか。	産地と食品製造業者の物理的距離に制限はありません。
産地との契約	3	新しく契約する産地も対象になりますか。	対象になります。
	4	連携先の生産者との契約書、連携確認書等のやりとりは必要ですか。	生産者と交わした契約書や連携確認書等があれば、実績報告時までに提出をお願いします。本事業は、産地と契約を交わすことを要件とはしておりませんが、何らかの証跡をもって連携の実態をご説明いただく必要がございます。
産地連携	5	「産地との連携」とは、具体的にどのような取組を行うことが対象になるのでしょうか。	・単発的な調達購買活動ではなく、食品製造事業者と産地が互いに関与し合い、双方にとって利益のある取り組みを継続的に行う計画を有するものが対象となります。 ・例えば、特定の産地（複数の産地を含む）と契約栽培に向けた協議を行うことなどが対象となります。 ※産地と契約を結ぶことを必須要件とはしておりませんが、産地との連携の証跡を何らかの形で提出していただく必要がございます。 ※「取組A：産地を支援する取組」においては、産地への機械の貸与、種苗の提供、技術指導等を実際に行うことが必須です。
	6	連携する「産地」とはどのような事業者が当てはまりますか。	「産地」については、事業者の形態というより、事業における産地の具体性が示せる計画となっていれば応募可能と考えて差し支えありません。最終的に、どの産地(具体的な地域名)との連携が強化されたのかを実績として報告できる事業であるか否かで応募をご判断ください。
商社経由	7	商社経由の原料調達の場合は、産地限定し産地証明をとる必要があるでしょうか。	商社経由の場合、産地連携先として事業計画で謳った産地の原材料を実際に使用したというトレースができる資料は何等かご提出頂く必要がございます。 また、商社を経由したとして、産地との連携にどのようにつながるのかを具体的に記載をお願いします。
	8	国産原料である魚の購入は入札制となっており、入札権を持っていないため、商社を通して入札し、それを購入しています。この場合、産地との連携の証跡はどのようなものが必要になりますか。	商社経由の購入実績、かつ指定産地との連携（調達連続性）が分かる資料が必要です。
	9	特定の産地の原材料を使用して新商品を開発することを検討していますが、現時点で産地の生産者と直接の取引関係がありません。そのため、当該の原材料を取り扱っている商社から仕入れる予定ですが、この場合は「産地連携」の要件に当てはまりますか。	商社経由の原材料調達でも対象にはなりえますが、どのようなメリットを生産地側にもたすか、事業計画のなかでご説明ください。 その際、特定の産地が想定されていることなど、産地との連携にどのようにつながるのかを具体的に記載をお願いします。

○原材料について

質問区分	No	質問	回答
品種変更	1	現在、国産作物を活用しているが、品種を変えたい場合の費用負担は対象になりますか。	対象になりますが、国産原材料の増加が事業の目的・要件となるため、なんらかの取扱量を増加していただく必要があります。
	2	試作品用原材料の取扱量の上限はありますか。	上限は定めておりませんが、試作品のために使用した原材料分のみが対象経費となり、在庫としてストック分は認められません。申請時点では、試作品として適切な量であることを事業計画書のなかでご説明ください。
	3	支援先もしくは連携先の産地が、その収穫量の何%を事業実施者向けに出荷しなければならないなどの量的要件があれば教えてください。	産地からの出荷割合等の定めはありません。その産地から食品製造業者が収穫物を仕入れた実績を事業完了後に報告いただきます。
既存品	4	産地と連携して、既存品の拡売での国産原料増加の計画は対象になりますか。	既存品も対象になり得ます。
増加率の下限	5	計画の生産量増加率の下限値はありますか。	「取扱量増加」の下限値はありませんが、「取扱量増加」を目指す取組が要件なので、現状より増加する計画を立案してください。

○申請対象の事業者について

項目	No	質問	回答
複数の産地連携	1	複数の産地連携を検討している場合は、同一事業として申請するのですか。	複数産地連携の場合でも、同一事業として申請可能です。
個人事業者	2	生産者が個人事業主でも申請可能ですか。	申請可能ですが、応募主体は食品製造事業者となる必要があります。
選果業者	3	農産物の選果業者は事業に含まれますか。	選果のみを行う事業者の単独申請は対象外になります。
財務状況	4	債務超過などの財務状況でも応募申請は可能ですか。	応募申請することは可能です。財務面の適格性については事業計画書内で記載をお願いします。
食品製造業者	5	食品製造業者が原材料の生産にも取り組む場合(産地＝食品製造業者)は、申請可能ですか。	申請対象外です。
	6	パン製造業者が、小麦から一次加工された小麦粉を仕入れている場合、小麦農家に直接関係がなくても産地連携の対象になりますか。	産地にどのようなメリットを生み出すのかを事業計画書内に記載して説明すると、対象と判断される可能性があります。
M&A	7	産地連携の方法として、食品加工製造業者のM&Aを実施する場合、そのための費用は補助対象になりますか。	不動産や株式の購入費等は、対象外となるため、M&A費用も補助対象外となります。
小売り兼業	8	食品加工会社が小売りを兼業しており、産地から仕入れた原材料の加工から販売までを一貫して行う場合、申請は可能ですか。	食品の加工・製造を行っている事業者であれば、申請は可能です。
自社農園	9	産地支援について、自社農場・自社農園は対象になりますか。	本事業における「産地」は、原則として申請事業者である食品製造事業者以外の、独立した生産者や農業法人等への支援を対象とするものです。申請事業者が直接運営する農場・農園および、子会社が運営する農場・農園は対象外となります。ただし、特例子会社が運営する農場・農園は連携産地の対象となります。
	10	生産者と共同して設立する新会社は、本事業の対象となる事業実施者になりますか。	自社農場や子会社の農場は連携産地の対象になりませんので、産地との関係性についてご注意ください。
他補助事業との併用	11	本補助事業に向けて計画した事業ではなく、すでに開始している事業も対象になりますか。	本事業の事業期間内に事業計画を実施し支払を完了する経費が対象となります。 ※交付決定を受けた日付以降に行った契約（発注）が対象です。 また、国産原材料の取扱いを継続いただくことが前提であるため、事業期間内で取り扱いを終了するものについては、対象になりません。
	12	令和5年度補正事業で採択されている場合、令和6年度補正事業に申請することはできますか。	同じ案件で令和5年度補正事業(食品原材料調達リスク軽減対策事業)と本事業の両方を受けることはできませんが、別の案件で申請することは可能です。

○設備・構築物について

項目	No	質問	回答
リース	1	リース費用は対象になりますか。	補助事業実施期間中のリース・レンタルに係る借用のための経費は対象になりません。
貸与	2	産地に収穫機械等を貸与する際、契約書は必要ですか。	権利・義務のトラブル等を避けるため、契約書や覚書を交わすことを推奨します。参考として、公募サイトの「様式のダウンロード」ボタンに「賃貸借契約書(案)」を掲載していますので、ご活用ください。
	3	産地に収穫機械を貸与する際、有償でもよいのでしょうか。	有償も可能ですが、当該の収穫機械の法定耐用年数期間中に貸与先の産地から徴収する賃料の支払額合計が、本補助事業における事業実施者(＝賃貸人)の負担分を越えて利益を得ることはできません。
	4	農業用機械貸与にあたり、機械の管理、維持・修理・廃棄等は対象になりますか。	管理費用や維持・修理・廃棄に係る費用は補助対象外です。管理や維持方法等は、事業者・産地双方で協議の上、決定してください。
対象設備	5	「国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造」について、具体的にどのような工程の機械設備が対象になりますか。	国産食品原材料を用いた商品の製造工程にあたる設備が対象となりますが、事業の目的目標の達成に対して、導入予定の設備がどのような機能を果たすのか、関連性や必要性が読み取れない場合は対象外と判断される場合があります。
	6	食品製造業者が、産地側の生産量増加に対応するために保管用の冷蔵設備を設置することは対象になりますか。	国産原材料の取扱量増加につながり、産地生産量増加にもつながるのであれば対象となります。保管によって取扱量や生産量がどう拡大するかを、事業計画書内でご説明ください。 ただし、冷蔵倉庫など、建屋とみなされるものは対象外となります。
	7	老朽化により能力の低減した設備を更新する場合、補助対象になりますか。	単なる老朽化対応の設備入れ替えは認められません。新機種を導入により国産原材料の取扱量にどのように寄与するかをご説明頂く必要があります。
	8	原料供給増の為のハウス建設費は申請可能ですか。	いわゆる栽培用のビニールハウスは建物扱いとなるため対象外です。
	9	取組Bにて、増産のために製造ラインを新たに設置するにあたり、自社で遊休になっている機械を改造して使用する計画ですが、その費用は対象になりますか。	取組Bにて、自社の製造ラインを新設するための、機械設備の改造に係る費用についても、補助の対象になり得ます。 一方で、古くなった設備の修繕という内容である場合は対象になりません。本事業の目的にそって使用するために、機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すための改造である必要があります。
	10	既に産地連携をしていて、加工場の設備投資をすることで、更に生産性向上をはかる計画です。この場合、補助対象となりますか。	対象になります。ただし、生産性向上により、国産原材料の取扱量増加につながる必要があります。

○補助対象期間について

項目	No	質問	回答
交付前着手	1	交付決定より事前に着手した事業も申請できるのですか。	原則、交付決定を受けた日付以降に契約（発注）を行い、補助事業実施期間内に支払いまで完了したものが対象となります。ただし、所定の手続きにより申請し事務局の承認を受けたものについては、採択決定以降から交付決定前までに発生した経費についても補助対象とすることが可能です。
	2	補助事業完了期限日までに補助事業が完了しないことが見込まれるが、補助事業実施期間の延長が可能かを教えてください。	令和8年2月12日までに事業が完了しない場合は、補助対象になりません。
拡大	3	昨年度、別の補助事業で交付を受け導入した製造機械に加えて、更に産地連携を進め仕入を拡大していくための別の機械を今期申請することは可能ですか。	別の設備等に対する申請であれば、対象になりますが、本事業による設備等の導入によって、さらなる国産原材料の取扱量増加を実施するなどの目的設定が必要です。昨年度から現状維持の場合は対象になりません。
完了	4	「事業完了」の定義を教えてください。	発注から設備の導入、支払、設備稼働、実績報告書の提出までを行い、完了となります。 令和8年2月12日（木）までに完了をいただく必要がありますが、その時点で国産原材料の増加となる生産が100％行えていない場合は、以後取扱量が増加することがわかる生産計画をご提出ください。
期間	5	2026年春に米の作付けをし、秋に収穫され、その後加工・販売となる場合、本事業の対象になりますか。	すべての日程が本事業の事業期間から外れているため、対象外となります。
種苗提供	6	産地へ提供する種苗は、事業実施期間内の収穫分が対象になりますか。	収穫は必須ではなく、事業実施期間内に行った播種、定植された分が対象になります。
	7	連携する産地への種苗提供が事業完了期限までに完了するのが難しい場合、どうすればよいですか。	事業期間中に播種・定植まで実施できれば、提供とみなされますが、購入だけでは認められません。

○補助対象経費について

項目	No	質問	回答
留意点	1	補助対象経費について、留意点を教えてください。	実施規程及び公募要領に記載された補助対象経費であっても、事業終了時に提出して頂く報告書一式を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合には、補助金が支払われない場合もありますので、交付決定額＝支払われる補助金の額として確定しているわけではないことをご留意ください。
	2	連携する産地の農林水産品自体の品質検査（例えば、含有するタンパク質など各栄養素の検査）は対象経費として認められますか。	試作品開発における原材料の成分検査は対象経費として認められます。
検査研究費	3	国産麦や飼料用米、子実用トウモロコシの利用拡大の調査費、研究費について、国産品だけの調査・研究に切り分けにくいため、どのように業務内容を精査したらよいですか。 飼料用原料は、廃棄も難しいので、一部飼料として活用してしまうが、その分の費用も原料開発費に算出されますか。	同じ原材料に占める国産原材料の比率などで算出ができる可能性があります。その場合は、按分として算出した根拠をご提示ください。 国産という範囲ではなく、特定の産地を見据えた計画としてください。 また、飼料用の米や作物、子実用（種子生産用）の作物は対象にはなりません。 結果的に飼料用となった場合、その分に関わる経費は対象外となります。
広告	4	食品原材料を加工する設備ではなく、製品パッケージの包装機やパレタイザーなどは補助対象になりますか。	当該設備の導入によって、国産原材料の取扱量が増加することが説明できる設備であれば対象となりますので、その関連性を詳しく事業計画に記載してください。
	5	輸入原材料の一部を国産原材料へ変更し、さらに産地指定原材料に切り替えたことに対する広告費用は補助対象となりますか。	広告における効果と本補助事業の狙いの合致を示すことができれば、対象になります。 ※対象広告費は本事業の取組によって産地指定を行った原材料の部分のみとなります。 例えば、サイネージ15秒CMのうち2秒程度が当該原材料に関わる部分である場合、当該CM広告費用の15分の2のみが対象経費になります。

○公募要件・審査・採択について

項目	No	質問	回答
他事業との併用	1	ものづくり補助金などの他の補助事業との併用は可能かを教えてください。	内容が異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、全く同じ事業内容に対して複数の国の補助金を受けることはできません。同時に複数の補助事業の採択を受けた場合は、いずれかを辞退してください。
公募回数	2	公募は何回開催されますか。採択率や予算の消化状況は公開されますか。	公募は3回を予定しておりますが、2次公募以降の公募の実施については、採択結果を踏まえた予算状況によって開催の有無を検討するため、必ず開催することを確認するものではありません。また、採択率や予算の消化状況は非公開となります。個別のお問い合わせにもお答えはできかねます。
見積期限	3	申請時点で見積書が必要ですか。 また、見積書の期限はいつまでのものが必要かを教えてください。	応募準備段階にて予め複数の見積書を取得いただき、関連資料として申請時に併せて提出していただく必要があります。事業計画策定にあたって取得予定の機械装置等の単価や個数等の記載が必要です。見積書の有効期限に制限はありませんが、できる限り最新の見積書を提出することをお勧めします。
前年度事例	4	前年度事例はありますか。	以下のリンクより前年度事業の事例集をご覧ください。（本事業とは応募要件等が異なりますのでご注意ください） https://jmac-foods.com/genzairyou/r5/jirei/
結果通知	5	交付申請書提出後、交付決定までどのくらいかかりますか。	基本的に2～3週間を目安にしています。 ※採択時に指摘させていただいた内容の見直しや、交付申請書の修正有無と修正対応により変動します。
	6	審査結果の通知はいつ頃いただけますか。	公募終了後、約1.5ヶ月後に採択通知の送付を予定しております。
選定方法	7	事業実施者の選定方法を教えてください。	評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定します。 また、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがあります。 なお、事業実施者の選定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
	8	産地からの調達をより多く実施すれば採択審査の際に有利になりますか。	採択審査については、特定の数値だけではなく事業計画全体を総合的に検討した上で判断されます。

○採択以降の手続きについて

項目	No	質問	回答
辞退	1	補助金交付候補者の採択決定後に辞退をすることはできるのか教えてください。	事務局に申請していただくことで、辞退は可能です。
補助事業完了後	2	補助事業完了後、翌年以降も実績報告を行う必要はありますか。	翌年以降も実績等の報告を求める場合があります。
採択と交付決定の違い	3	採択通知と交付決定通知の違いを教えてください。	採択通知は、交付決定候補事業者となったことを通知するものです。交付決定通知は、事業計画に伴う補助金額について必要書類とともに事務局に交付決定の申請をしていただき、その内容が承認されたことを通知するものです。原則として、事業は交付決定通知後に着手（契約や発注）してください。
変更	4	採択金額よりも低い金額で交付決定されたが、経費の変更が生じたため、交付決定額を増額することは可能なのか教えてください。	いかなる理由であっても、交付決定額の増額変更はできません。経費が増額した場合、増額分は事業者自身の負担となります。
	5	交付決定された内容に変更が生じた場合には、どのような申請が必要かを教えてください。	実施規程の「第8_事業計画書の(変更又は中止若しくは廃止)承認等」の「(8)計画変更、中止又は廃止の承認」に該当する場合は、あらかじめ別記様式第7号による計画変更等承認申請書を事務局に提出し、その承認を受ける必要があります。原則、事後の申請は認められません。
支払い	6	設備業者等、外注先などへの支払いは銀行振込による支払いが必要ですか。	支払い実績は、銀行振込の実績のみで確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。また、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。
	7	補助金の支払はいつ頃か教えてください。	補助金は、事業完了後の精算払いとなります。補助事業が完了したら、事務局に対し実績報告書等の所定の書類を提出し完了検査を受ける必要があります。検査を経て補助金額の確定を行い、支払いとなります。
	8	補助金の概算払い請求はできますか。	補助金の支払いは、事業完了後にご提出いただく実績報告書をもとに、事務局にて補助金額を確定した後の精算払いとなります。概算払いはご対応しておりません。